

## 国際会議等各種会議の沖縄開催の推進について（基本方針）

平成 12 年 10 月 12 日

平成 13 年 3 月 7 日 一部改正

平成 15 年 4 月 14 日 一部改正

令和 4 年 6 月 20 日 一部改正

本基本方針は、平成 12 年 6 月 20 日に閣議了解を行った「国際会議等各種会議の沖縄開催の推進について」に基づき国際会議等の沖縄開催の具体化及び推進の基本的な方針を定めるものである。

## 1 基本的な理念と展望

沖縄の観光産業はこれまでリーディング産業として沖縄経済を牽引してきた一方、平均滞在日数や観光客一人当たり消費額が伸び悩むなど一定の課題も存在している。こうした課題の解決のため、MICE の誘致を通じたビジネスツーリズムの振興は重要な取組であり、とりわけ国際会議については、参加者一人当たりの総消費額が高く、周辺地域・産業を含め、幅広く大きな経済波及効果を創出するなど、沖縄の観光産業の更なる質の向上や地域の活性化に資するものである。

このため、沖縄が持つ独自の地理的・自然的特性や歴史的・文化的な特色を最大限に活かし、国内外の競合地との差別化を図りつつ、国際会議等を積極的に誘致していく必要がある。今後も、引き続き、より多くの国際会議等を沖縄で開催することにより、開催地としての国際的なブランドの構築及び観光産業の持続的な発展を目指すこととする。また、こうした国際的なブランドの構築により、国際会議等を開催する選択肢を広げ、我が国の国際的地位の向上に繋げていく。

## 2 沖縄開催の推進にあたっての基本的な考え方

沖縄は、地理的・自然的条件や歴史的・文化的特色に恵まれており、国際会議等各種会議の開催地としては適している。この適性を活かしつつ、国際会議等の沖縄開催の推進にあたっては、以下の点を重点に取り組むこととする。

## (1) 国が関与する国際会議等の沖縄開催の実現への取組の強化

閣議了解を踏まえ、国が関与する国際会議等の沖縄開催に積極的に取り組み、より多くの国際会議等が沖縄で開催されるよう努める。

また、国際機関が主催する会議の誘致にも積極的に取り組むこととする。

## (2) 民間への協力要請の強化

マリンタウン MICE エリアの形成を核とした戦略的な MICE の振興を図るためには、国が関与する国際会議等にとどまらず、民間企業・団体等が主催する会議が数多く開催される必要がある。このため閣議了解を踏まえ、民間企業・団体等が主催する国際会議等の沖縄開催について関係団体に働きかけ、その誘致に取り組む。

(3) 沖縄県の取組への支援

沖縄県においては、国際会議等の誘致・受入れに積極的に取り組んでいるところであり、国としてもこのような沖縄県の取組に対し必要な支援を行う。

3 沖縄開催の推進策の具体化

(1) 推進体制の整備

閣議了解に基づき「国際会議等各種会議の沖縄開催の推進に係る各省庁連絡会議」を設置するとともに、内閣府に国際会議等の沖縄開催の推進の総合窓口を設置し、関係省庁出先機関、沖縄県、沖縄県内の関係機関の連携を強化し、受入れの円滑化を図ることとする。

(2) 国際会議等の実績及び開催見込み

国が関与する国際会議等に関し、過去3ヵ年度の実績及び向こう5年間の開催計画について、内閣府は1年毎に取りまとめて報告することとする。なお、新たに国際会議等の開催が予定された場合には随時登録することとする。

(3) 誘致活動の強化（広報活動を含む）

内閣府に設置された上記の総合窓口を中心として、関係各省庁及び沖縄県と連携しつつ、国際会議等の誘致活動に取り組んでいくこととする。また、従来から実施されている観光リゾート振興のための沖縄観光キャンペーンに加えて、国際会議等の開催の適地としての沖縄に係る広報にも積極的に取り組むこととする。

(4) 国際会議等の受入れの円滑化

内閣府は、沖縄県と連携して、開催者に対し沖縄の現地のロジ等に関する適時適切な情報提供に努める。

国際会議等の受入れに係る各種のサービス（ホテルのプロトコール、通訳等）の質・量の両面にわたる向上による国際競争力の強化のため、それら各種サービスの主要な担い手である沖縄県の民間諸団体において相当な取組がなされるよう必要な支援を行う。